

# 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方

◎総合課税分の所得の種類と金額を表示しています。

項目	内容
給与所得	給与収入 - 給与所得控除額
その他の所得計	給与所得以外の所得の額の合計
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計に該当する所得に「*」を表示
総所得金額①	給与所得 + その他の所得計

◎課税標準・・・税額計算の基礎となる額です。

すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」分の課税標準額と、他の所得と分離して計算する「分離課税」分の課税標準額の2種類を表示しています。  
 (山林所得から先物取引までが分離課税分)  
 ①総所得金額 - ②所得控除合計 = ③総所得  
 (千円未満切り捨て)

◎税額を表示しています。

税額控除前所得割額④	総合課税分所得割額 + 分離課税分所得割額 *総合課税分 = 総所得金額③ × 市民税6%、県民税4% *分離課税分 = それぞれの分離課税所得に応じた税率を乗じた額
税額控除額⑤	調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の合計額 ※ふるさと納税分の寄附金税額控除を含みます。
所得割額⑥	税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,500円、県民税1,500円
特別徴収税額⑧	市民税・県民税の所得割額および均等割額の合計額

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①
給与所得			
その他の所得計			
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②

  

課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
総所得③						

  

税額	市民税	県民税
税額控除前所得割額④		
税額控除額⑤		
所得割額⑥		
均等割額⑦		
特別徴収税額⑧		
控除不足額⑨		
既充当額⑩		
既納付額⑪		
割戻付額(⑧-⑩-⑪)		
変更前税額⑫		
増減額(⑧-⑫)		
変更 月		

  

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

  

受給者番号	氏名(1月1日現在)	指定番号
	様	
	住所(1月1日現在)	整理番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるとは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先 川口市役所 市民税課  
 直通(048)259-7634・7635・7636  
 ここからゆっくりはがしてください。(ご本人様以外、はがさないでください。)

◎所得控除の額を表示しています。

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料控除の額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額
生命保険料	生命保険料控除の額(上限:7万円)
地震保険料	地震保険料控除の額(上限:2万5千円)
障・寡・勤	障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除の額の合計
配偶者	配偶者控除の額(上限:控配33万円、老配38万円)
配偶者特別	配偶者特別控除の額(上限:33万円)
扶養	扶養控除の額(一般33万円、老人38万円、特定・同老45万円)
基礎	基礎控除の額(43万円)

◎ふるさと納税等の寄附金控除がある方は、この欄に住民税における控除額とその内訳が記載されます。

◎人的控除の内訳等を表示しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	未成年者	未成年者の場合「*」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	特障	特別障害者の場合「*」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「*」を表示
同老	同居老親等扶養親族の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「*」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	特寡	特別寡婦の場合「*」を表示
16歳未満	16歳未満扶養親族の人数を表示	寡夫	寡夫の場合「*」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「*」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合「*」を表示
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		

◎毎月の給与から差し引かれる税額を表示しています。特別徴収税額⑧を月割り計算したものです。

※「同一生計配偶者」とは、納税義務者の合計所得が1,000万円を超え、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合摘要可能となります。申告したかたは、摘要欄に記載されます。